

令和3年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和3年3月8日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時45分

場所 第6委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

千葉達也委員、岡地優委員、小川真一郎委員、諸井真英委員、小島信昭委員、
金野桃子委員、石川忠義委員、山本正乃委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

小池要子環境部長、安藤宏環境未来局長、田中淑子環境部副部長、
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、佐藤卓史環境政策課長、
松井明彦温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、
山井毅産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、
島田厚みどり自然課長

[農林部関係]

強瀬道男農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、
西村恵太農業政策課長、横塚正一農業ビジネス支援課長、
片桐徹也農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、
田邊虎男生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第44号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第45号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第51号	埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について	原案可決
第54号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第15号)のうち環境部及び農林部関係	原案可決
第60号	令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

なし

報告事項(環境部関係)

- 1 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方(骨格)案の概要
- 2 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(案)の概要

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

石川委員

- 1 ふるさと自然再生事業費における業務委託の中止の内容はどのようなものか。
- 2 身近な緑の保全・創出事業費について、民間施設緑化の申請が見込みを下回ったとあったが、その理由は何か。また、事業予算の中で市町村の緑化への支援やみどりの活動への支援があったと思うが、それらはどうなったか。

みどり自然課長

- 1 ふるさと自然再生事業費については、狭山市、所沢市、川越市、三芳町にまたがるくぬぎ山地区における自然再生事業であり、これらの市町と国、環境団体でくぬぎ山地区自然再生協議会を組織し、保全活動を実施している。今年度、これまでの事業の効果検証を行うため、当該地区のモニタリング調査を行う予定であったが、その地区の中の民有地の相続で公有地化の問題が生じ、環境団体と調整している中でモニタリング調査まで至らず、この調査を中止したものである。
- 2 身近な緑の保全・創出事業費のうち、緑の創出については、民間施設や公共施設の緑化、園庭・校庭の芝生化への補助事業である。民間施設緑化はコロナ禍の影響もあり、申請がなかった。一方、公共施設の緑化事業は11件で、約2,600万円の補助を行う予定である。そして、園庭・校庭の芝生化については、校庭の芝生化の件数が減った関係で減額した。これらにより約1億1,500万円の減額を計上し、緑の保全と合わせて約2億7,600万円の減額をお願いするものである。みどりの活動支援については、当初40件で800万円を見込んでいたが、50件で545万円となった。約250万円の減額となったが、補助する団体は10件増えた。減額となった理由は、コロナ禍の影響で活動開始が遅くなったことによるものである。

石川委員

公共施設緑化が11件とのことだが、これが全ての申請だったのか。

みどり自然課長

お見込みのとおりである。

岡地委員

- 1 自然公園等施設整備費に係る繰越明許費について、なぜ今年度内に工事が終わらなかったのか。
- 2 工事発注前の調査で分からなかったのか。

みどり自然課長

- 1 当初想定していた以上の損傷箇所が着工後に判明したためである。具体的には、既設モルタルの法面に樹木の根が張っており、クラックの原因となっていた。そこで、その樹木の伐採や法面の洗浄を実施したところ、クラックが予想以上に大きく、一度既設モルタルを取壊し、再度の吹付けするなどの作業が大幅に増えることになった。そのため、約2か月半の不測の日数を要し、今年度内の工事完成が困難となった。
- 2 発注段階では、目視できる範囲で確認し、そのモルタルの中までの調査することはない。先ほど申し上げた樹木の根の状況や既設モルタルのクラックの状況等について

ては、着工後に判明したもので、事前には分からなかったものである。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

千葉委員

- 1 県営土地改良事業に要する経費及び農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について、その負担割合の算定方法はどのように決定しているのか。
- 2 農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について、かんがい排水事業やほ場整備事業では土地改良事業として実施するものを除くとあるが、具体的にどのような事業が該当するのか。
- 3 埼玉県農林水産業振興基本計画について、計画の実効性を確保するために進行管理をどのように行うのか。

農村整備課長

- 1 県営土地改良事業については、国の補助事業を活用して実施している。事業費の県及び市町の負担について、事業化の際に市町村と土地改良区等を含めて協議を行い決めている。具体的には、資料1の表内のかんがい排水事業は荒川中部地区の率を記載しているが、約3,000ヘクタールほどある非常に大きな地区で、本庄市、深谷市、寄居町の3市町にまたがっており、3市町の合計の負担率10パーセントを各市町の受益面積の割合で決めている。ほかの地区も同様に、受益面積で按分したものである。
- 2 土地改良事業で実施するものを除く事業として、かんがい排水事業については長寿命化対策、ほ場整備事業においては埼玉型ほ場整備が該当する。これらは土地改良法に基づく事業ではなく、例えば、埼玉型ほ場整備については同意徴集等の手続を経ない事業で国の要綱に基づいて実施しており、土地収用や換地処分などの法令で定められた特例が使える事業ではないが、その代わり事業開始の手続が簡素化され、取り組みやすい事業となっている。

農業政策課長

- 3 施策の進行管理を行う上で21の指標を設定している。これらの指標の進捗状況を確認することを中心として全体の進行管理を行っていく。その際に、施策ごとの取組状況や地域機関を通じて、現場で取組がどのように広がっているかなどの情報を確認して集約することも重要である。そうした検証結果を踏まえて、進捗がよくないものについてはやり方を見直すなど、より効果的な取組への見直しを行い、基本計画の実効性を確保していく。また、施策の実施状況については、これまでと同様に、埼玉県農林水産業振興条例に基づき、毎年度、県議会に報告させていただく。

小川委員

- 1 増額補正となっている土地改良事業計画等調査費について、対象となる地域ではどのような調査を行うのか。
- 2 土地改良事業計画等調査費は、なぜ急施案件としなかったのか。
- 3 増額補正となる森林循環利用促進事業について、対象となる地区では具体的にどのような事業を行うのか。また、ほかに必要な箇所はないのか。
- 4 森林循環利用促進事業は、なぜ補正予算で実施するのか。
- 5 埼玉園芸生産力強化支援費の減額が5億円以上となっているのはなぜか。

農村整備課長

- 1 土地改良事業計画等調査には、対象となる地区が2地区あり、1地区は大里堰地区、もう1地区は川越用水地区である。大里堰地区は、旧大里町の和田吉野川にあるラバー堰の改修である。造成後40年経過し、部品の入手がしづらくなっており、機能が完全に作動しない場合には、河川の決壊のおそれもあるため、対策を行うものである。コンプレッサーで空気を送り、布製のゴムびきの袋に空気を送りこむことによって堰を作る施設である。もう1地区の川越用水路地区は、川越市の東部の水田地帯にある用水路で、土水路であるため、近年、部分的な補修を繰り返しており、維持管理に苦慮している状況にある。このため、計画的な保全対策を実施すべく調査を行うものである。
- 2 急施案件としなかった理由については、両地区は令和4年度以降に事業化を目指しており、急施案件ではなくても必要な調査期間は確保できると考えたものである。

森づくり課長

- 3 今回の事業実施箇所は秩父市定峰地内、神川町矢納地内の皆伐跡地で、どちらも地ごしらえの後スギやヒノキを再造林し、林業経営が成り立つ人工林を育成するものである。皆伐跡地で地ごしらえ、植栽を必要とする箇所はほかにもあるが、国の補正予算の採択要件である「流域治水」に資する森林整備箇所については、治山事業と連携して実施する森林整備ということであるが、これに該当する箇所がこの2か所だった。
- 4 国の補正予算を活用することにより、前倒しで事業実施が可能な箇所を選定することができた。また、早期に実施することによって、森林による山地災害防止機能の早期発現が期待できる。

生産振興課長

- 5 一つ目の国庫支出金の減額については、事業主体の都合により事業計画が変更となったことによるものである。二つ目の一般財源の減額については、プレミアム産地育成事業の補助金要望額が見込みを下回ったことによるものである。国庫支出金の大幅な減額については、入間市で茶を栽培する大規模法人が荒茶製造工場の建設に取り組む予定であったが、事業予定地のうち一部で地権者との折り合いがつかなかったため、計画どおり事業を行うことが困難となり、事業辞退となったものである。

小川委員

埼玉園芸生産力強化支援事業について、プレミアム産地事業の要望が少なかったということだが、生産者に対するPRや周知は予定どおりできたのか。

生産振興課長

農林振興センターを通じて事業要望調査を3回行ったが、予定件数を満たすことはできなかった。

岡地委員

- 1 埼玉県農林水産業振興計画の策定について、現行の埼玉農林業・農山村振興ビジョンの検証は行ったのか。また、検証内容を基本計画に反映しているのか。
- 2 基本計画の検討をどのように行ってきたのか。特に、生産者や県民の意見を取り入れたのか。
- 3 基本計画について、現行の振興ビジョンから内容はどう変わっているのか。
- 4 基本計画において新しく設定した指標は何か。

農業政策課長

- 1 基本計画案の検討に当たり、現行ビジョンの取組について成果や課題の検証を行った。例えば、S-GAPの普及については、令和元年度現在で595経営体の農場について県がS-GAP実践農場として評価を行った。更なる普及への課題としては、S-GAPを実践する農場を効率的に拡大することや、実需者や消費者のS-GAPに対する認知度向上が挙げられる。このため、基本計画案において、農場が集団で評価を受けることの促進や、実需者・消費者向けのイベントや量販店でのPRを行う旨を盛り込んでいる。また、森林施業の集約化・団地化については、令和元年度現在で16,887ヘクタールが集約化・団地化されているが、これを進める上で、集約化・団地化のために林業事業体が行う森林境界の明確化を更に促進することなどが課題となっている。このため、基本計画案において、平成31年4月にスタートした森林経営管理制度の活用を明記し、同制度に基づく森林所有者の意向調査を行うことなどを含め、集約化・団地化を促進することとしている。
- 2 現行の振興ビジョンの取組の成果や課題を踏まえるとともに、農林水産業・農山村における時代の潮流を捉えた内容となるよう、検討を行ってきた。特に、計画の内容が農林水産業・農山村の実態を踏まえたものとなるよう、生産者や有識者の方で構成する「埼玉県農林水産業振興基本計画策定に係る懇話会」や「埼玉県森林審議会」において、幅広く意見を伺った。また、県民コメントを実施するとともに、市町村や農林漁業団体との意見交換会を開催し、そこでいただいた多くの意見を踏まえて案文の検討を行った。
- 3 現行の振興ビジョンの取組の構成が、「食料・農業」、「森林・林業」、「農山村」の3分野に分かれ、10の大柱で編成されているのに対して、基本計画案は、埼玉県農林水産業振興条例に規定されている施策の体系を踏まえ、農林漁業における多様な担い手の育成や農林水産物の安定供給などの七つの柱により再編しているという特徴がある。その中で、「イノベーションの促進」や「災害等のリスクへの対応」を柱として位置付けていることが現行の振興ビジョンからの大きな変化である。また、当該振興条例の規定を踏まえ、農業・林業とともに水産業を明示した題名にするとともに、水産業に係る記載を追加している。
- 4 新たに設定した指標は四つである。「農家1戸当たりの生産農業所得」については、県の5か年計画においても掲げている指標であり、同計画と同じ考え方により、令和7年度の目標数値を設定している。「販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合」は、農家一般ではなく、より販売金額の大きな層の動向に着目した指標として設定した。「スマート農業技術の導入件数」と「防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数」は、それぞれ新しい施策の大柱に対応した指標として設定した。そのほか、従来と同じ施策に関する指標ではあるが、データの取り方を変えるといった変更を加えているものが六つある。

岡地委員

良い計画を作っても人がいないと計画倒れになる。若い担い手は少しずつでも増えてきているのか。

農業支援課長

新規就農者数は順調に伸びており、令和元年度は321人を確保している。また、農業経営の法人化も進めており、順調に数を伸ばしている。もうかる農業経営体の育成に努めている。

秋山委員

- 1 埼玉県農林水産業振興計画については、グラフも図もないので読むのが大変であり、もっと見やすいものにした方がよいと思うがどうか。
- 2 基本計画の根本となる農業産出額は、収入に結実してくるので、農業振興を図る上で重要な目標として指標に掲げた方がよいのではないか。

農業政策課長

- 1 当該基本計画が議決されたら、現行の進行ビジョンと同様に、グラフや図などを盛り込んだ冊子を作成したいと考えている。
- 2 農業産出額については、農業の状態を表す大変重要な指標だと認識している。今回、指標を検討する中で、全体の農業産出額が、それぞれの農業者にとってどれぐらいの所得に結び付いているのか、経営を持続させていく上でどれぐらいの所得として表れるのか、そうしたもう一段階奥にあるような政策効果を表す指標として、農家1戸当たりの生産農業所得が適当ではないかと考えた。指標の全体数については、農林水産施策の力点がどういうところにあるのかが分かりやすいように20程度としたいと考えており、この枠の中で、今回は生産農業所得に着目する指標を設定した。

【付託議案に対する討論】

なし